

## 高齢者を狙う消費者トラブル⑤…投資詐欺・二次被害・送りつけ商法

## 投資詐欺（ファンド・社債・仮想通貨・有料老人ホーム等）

「必ずもうかります」「絶対値上がりします」「毎月利息が入ります」等の投資話は危険です。老後の生活の為に貯めた財産を悪質業者が狙っています。「銀行より利益が良い、元本保証」等と言われ、次々財産をつぎ込んでしまう高齢者が多く見受けられます。業者を信頼してしまうと、誰でも起こりうることです。お金を渡すと取り戻すことは難しく、更にまた会おうとしてくる悪質業者は「まだだまし取れる」と思っているのです。被害に気が付いてからは取り戻そうと会う行為は非常に危険です。「うまい儲け話はない」を心掛けてください。

## 二次被害

過去に被害にあった人に「被害を取り戻せる」といって、調査費用など様々な名目でお金を要求する手口です。被害にあった人のリスト（カモリスト）が他の悪質事業者に流れて、更なる詐欺の勧誘にあいいます。行政を名乗って電話をかけてくる場合もあります。被害にあった人は、被害を取り戻すよりこれ以上被害にあわないことを心掛けてください。電話番号の変更、留守番電話を活用してください。

## 送りつけ商法

「明日、あなたが注文した健康食品を送る。受け取るように」と電話があり、頼んだ覚えがないので断っても「申し込みした記録がある」と強く言われて一方的に電話をきられ商品を送りつけられる。このようなトラブルが多く見られます。申し込みをしていないのであれば、一方的に商品を送られても、受け取る必要はありません。商品が配達されても受け取りを拒否しましょう。その際は相手方の連絡先を必ず記録しましょう。万が一受け取ってしまった場合、断っているのであれば14日間（商品の引き取りを業者に請求したら請求した日から7日間）は開封せずそのまま保管すれば、その後は自由に処分できます。万が一、電話で契約を承諾しても、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。



不安に思うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

## 人権 それは愛

今月は「松伏町小・中学校人権作文集一第8集一」の作品の中から、小学校6年生の作品を紹介します。

## 「人種差別」

人種差別とは、顔の色のちがいで差別することだ。差別には、いろいろとあると思う。たとえば黒人を見ただけでいやがったりじろじろ見たり指をさしたりしてふつうの人とはちがった行動をする。自分はいいかもしれないけどその人にとってはちがった行動をされるのは、とても悲しいと思う。きっとふつうの人と同じようにしてほしいと思っているだろう。

顔の色には三つの種類がある。黄色人・黒人・白人、日本人はその三つの中の黄色人である。日本に黒人が来ると日本人は、なんとなくいやがったりその黒人をさけるような歩きかたをする。顔の色が違うけど同じ人間なんだから、いやがったりさけるようなことはしてはいけない。それがもし白人であっても同じことだ。人種差別をするような人が外国に行ったときに、同じように差別されても、何とも言えないと思う。自分が差別しているのだから当然だと思う。黒人だって白人だって好きでそういう色になったわけではなく、生まれた国によって顔の色がちがうだけのことです。国によって人の種類を分けて考えることが、まちがいだと思います。ぼくは黒人や白人に会っても日本人と変わらず気にせずにごろごろしているつもりだけど、心の中ではなんとなく特別な見かたをしてしまったりしていけないことだと反省しています。

この作文を書いて思ったことは、人種差別の人種とは人の種類をあらわしています。人を種類で分けることからして、よくないと思います。ぼくは人種という言葉がとてもきらいになりました。なぜかは、人の種類なんてもとからないからです。差別をしないということは、黒人や白人を自然にふるまい日本人と同じようにすることです。そして黒人や白人は差別されても気にせず、楽しく暮らせばいいと思います。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。